作成:2018.12.20

市政報告 01 月号

長畑ひろのり

四條畷市も路上喫煙禁止へ

12月定例議会において「四條畷市受動喫煙の防止に関す る条例」が可決されました。施行は平成31年10月1日で、 それ以降、公共屋外喫煙場所以外での路上喫煙はできなくな ります。

ただし、公共施設においては平成23年から敷地内全面禁 煙を実施してきましたが、路上喫煙への喫煙規制を考慮し、 以下の分煙施設には喫煙場所の設置が可能となります。

分煙施設一覧(案)

文化教育 施設	市民総合センター・グリーンホール田原 歴史民俗資料館・市民活動センター
体育施設	総合公園・市民総合体育館・市民グラウンド 市民運動広場清滝・市民運動広場さつき 田原テニスコート
その他	環境センター・学校給食センター
下水施設	田原処理場
庁 舎	四條畷市役所

上記以外の、保育園、幼稚園、小中学校、高校、支援学校 等の施設や、福祉施設、保健センター、野外活動センター等 については、今まで通り禁煙施設です。

その他、路上喫煙重点禁止区域も指定されることとなりま す。予定している箇所は、四條畷市自転車放置禁止区域に現 在指定されている四条畷駅周辺と忍ヶ丘駅周辺、それに田原 台五丁目交差点周辺で、そこでの違反者に対し市は1,00 0円の過料を科します。

しかし、忍ヶ丘駅については、私が平成30年2月23日 に行われた2月定例議会において代表質問を行った中の「忍 ヶ丘駅前の喫煙所について」の内容通り、喫煙所を設けて頂 くことになりました。この時の市長と私とのやりとりは、長 畑ひろのり News vol.124 で書きましたが、改めて市政報告 の内容のまま以下に報告します。

【 長畑質問 】受動喫煙防止に向けたルール等を定める条例の 制定をめざすとのこと。不特定多数の方が出入りする施設等 となると、本市所有施設だけ、もしくは民間も含むのか。

【市長答弁】屋内は、国が進めている健康増進法の改正の動 向を待っての判断。屋外は、来年度に実施するアンケート調 **査の結果等をもとに路上喫煙の防止に向けた取組みを進める。** 【長畑質問】一つ提案がある。実はJR忍ケ丘駅前の電話ボ ックスが2月20日に撤去された。駅を利用する方の意見を 中心に考えて頂きたいが、ここに喫煙所、もしくは灰皿だけ

でも置く考えはあるか。 【市長答弁】受動喫煙 防止の効果になり得る と認識するが、来年度 実施予定のアンケート 調査の結果を踏まえ、 西日本旅客鉄道株式会 社と協議検討していく。



以上ですが、このことがきっかけとなり、来年度には忍ヶ 丘駅前の私が代表質問で指摘した場所に喫煙スペースができ ることになりました。しかし、そこには灰皿を設置せず、受 動喫煙を防止するだけの簡単な囲いのみとなる予定ですので、 携帯灰皿が必須となります。

また、私は平成25年9月定例議会においても「忍ヶ丘駅 前や公共施設の灰皿設置」の質問をしましたし、委員会でも 何度か質問をしています。その時の考え方は、①公共施設の 敷地内を全て禁煙としたことで喫煙者を道路へと追い出す状 況を生み出した、②たばこ税の何パーセントかを使い喫煙所 を作ることによる喫煙者に還元と分煙、でした。

その点を踏まえ、今回の条例は、単に全ての場所で禁止に していないところが良いと評価しています。例えば忍ヶ丘駅 周辺においても、路上喫煙重点禁止区域にしたところで24 時間監視できるわけでは無く、喫煙者のモラルに期待するし かありません。その結果、路上の吸い殻が無くなるとも思え ず、私の提案した喫煙スペースのように喫煙場所の特定が大 事だと考えます。そういう考え方が、喫煙者のマナー向上を はかるとともに受動喫煙の防止に繋がると思います。

ちなみに、平成29年度本市に入った「たばこ税」は約3 億4千万円で、「法人税」約3億2千万円より多い金額です。 そして私自身26才まで喫煙をしていましたので、喫煙され る方とされない方の気持ちがわかると思っています。

毎月発行している"長畑ひろのり News"を、約半年ごとに送っています。 送付の必要な方は、送付先を FAX もしくは e-mail にてお知らせ下さい。

FAX 072-877-1280 長畑ひろのり事務所 sky@nagahata.jp















12月定例議会における一般質問

今回は3点の質問をし、その内の1問を報告をします。

・治山治水対策について

【長畑質問】11月1日に東部大阪治水対策促進議会協議会 として府の都市整備部より8名の方にお越し頂き、協議会委 員である私も治水事業の説明を受けた。その時の資料による と、本市の砂防事業については、土石流危険渓流は21箇所 あり、そのうち砂防堰堤(砂防ダム)を設置したのは7箇所 で、平成29年度末の設置率は33%。急傾斜地崩壊対策事 業については、人家5戸以上の危険箇所は15箇所あり、平 成29年度末の整備率は38%。これらの詳細は。

【 行政答弁 】土石流危険渓流21箇所については、権現川や 清滝川等が部分的に区域が示され、そのうち府が優先順位を つけ砂防堰堤を7箇所設置している。危険箇所15箇所につ いては、人工がけ等を除いた要対策危険箇所数として8箇所 示され、急傾斜地崩壊危険区域の3箇所において急傾斜地崩

壊対策事業が行われている。 【長畑質問】現在設置済み の砂防堰堤7箇所の効果と、 残り14箇所を設置した場 合の効果は。

【行政答弁】設計上想定さ れた土石流に対しての効果 はあると認識するが、自然 災害という特性上、完全に 国交省 HPより

防止できるものではないと考えている。

【長畑質問】急傾斜地崩壊対策事業の整備されている38% は安全で、残りの62%は危険と考えて良いのか。

【 行政答弁 】急傾斜地の崩壊等により、災害の発生が予想さ れる箇所なので、安全であるとは言えない状況。

【 長畑質問 】土砂災害警戒区域(イエローゾーン)と、土砂 災害特別警戒区域(レッドゾーン)の対策は。

【 行政答弁 】 イエローゾーンについては、警戒避難体制の整 備を図っていくとし、具体にはハザードマップの作成等。レ ッドゾーンについては、特定開発許可、建築物の構造規制、 移転支援などの一定の規制や措置等が図られている。

【 長畑質問 】私は宅地建物取引士だが、イエローゾーンとレ ッドゾーンは不動産売買時、重要事項説明に伝える内容か。 【 行政答弁 】両区域とも重要事項説明に記載し、交付、説明

を行わなければならない。

【長畑質問】となると、区域を解除することはできないのか。 【 行政答弁 】 イエローゾーンについては、地形的な視点で指 定しており、土砂の流出等の対策工事を行っても土地の形状 が変化しない限り警戒区域の範囲は変化しない。一方、レッ ドゾーンについては、対策工事を行い、建築物に作用する力 が小さくなれば特別警戒区域の範囲が変更する可能性はある。

【長畑質問】私は11月13日に東京で開催された「治水事 業促進全国大会」へ出席してきた。そこにおいて、平成27 年関東・東北豪雨による鬼怒川の堤防決壊後の説明を受けた が、被災前に対策をしていたら整備費は約530億円で済ん だのが、被災後に要した費用や被害額は約4,000億円と のこと。また、ここ3年間におこった豪雨はそれ以前と比べ 物にならないこと等の説明を受けた。

治水事業の事前防災対策が後手に回ることにより、人命に 関わるのは当然のこと、社会経済等への損失の大きさは計り 知れない。であるからこそ、先ほどからの質問についての安 全対策をどう考えているのか。

【 行政答弁 】当時は、砂防法や急傾斜地の崩壊による災害の 防止に関する法律などにより、国においてもハード対策の整 備を推進する方向性であったが、過去におこった想定外の災 害や多数存在する対策箇所などの現状からすると、ハード対 策だけでは追いつかないのが現状。

そこで、昨今では、土砂災害防止法を制定することにより、 ハード、ソフト両面からの推進が不可欠となってきている。 また事業を推進していくには、国、都道府県、市町村がそれ ぞれ役割を意識しながら、密な連携により対策を推進してい

くものであり、現在の 市の役割としては、ソ フト対策の推進である と認識している。

【長畑要望】11月1 3日に行われた全国大 会の翌日は国土交通省 へ伺い、東部大阪治水 対策促進議会協議会の 委員として、石井国土 交通大臣を始め、関係 する国会議員、そして 官僚へと、合計17名 へ「東部大阪治水対策 事業促進に関する要望 書」を提出し、少しで も予算をつけて頂ける よう活動をしてきた。

今、ハード、ソフト 両面からの推進が不可 欠で、市としての役割 はソフト対策と述べら れた。そうであるなら ば、ハード対策のため 国や府へ今以上に働き かけをして頂きたいと 要望し、市民にとって より安心安全なまちに して頂くことを願う。

市議へのプロセス





















































